備考

一　試験等実施標準作業書は、試験等の項目ごとに作成すること。

二　動物飼育管理標準作業書は、動物を用いる試験等を行う者に限って作成すること。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日　　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二条の二　法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものとする。 一　（略） 二　次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。） （削る） イ　脂肪酸メチルエステル ロ　植物油 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質	**第二条の二**　法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものとする。 一　（略） 二　次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。） イ　アルカン（炭素数が十から二十六までのもの（シクロアルカンを除く。）及びその混合物に限る。） ロ　脂肪酸メチルエステル ハ　植物油 ニ　イからハまでに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質
（削る）	**附　則** この省令は、公布の日から施行する。
三　（略）	三　次に掲げるいずれかの物質と灯油との混合物（灯油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。） イ　アルカン（炭素数が十から十七までのもの（シクロアルカンを除く。）及びその混合物に限る。） ロ　イに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質
四　（略）	四　（略）

○防衛省令第四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日　　防衛大臣　岩屋　毅

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（身体検査） **第二十七条**　自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。 一　身長が百五十センチメートル以上であること。 二　体重が四十四キログラム以上であつて身長との均衡を失つていないこと。 ［号を削る。］ 三　両眼の裸眼視力が〇・六以上、矯正視力が〇・八以上であること。 四　弁色力がおおむね完全であること。 五　聴力が正常であること。	（身体検査） **第二十七条**　自衛官及び自衛官候補生の身体検査においては、次の各号に定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。 一　身長が百五十五センチメートル以上であること。 二　体重が四十七キログラム以上であつて身長との均衡を失つていないこと。 三　胸囲が身長との均衡を失つていないこと。 四　両眼の裸眼視力が〇・六以上、両眼の裸眼視力が〇・一以上で矯正視力がプラスマイナス八・〇ジオプトリーを超えない範囲の屈折度のレンズによつて〇・八以上であること。 五　弁色力がおおむね完全であること。 六　聴力が正常であること。